

中国からの撤退にあたっての「清算」と「法人登記抹消」について

中国に投資して設立された現地法人を取り巻くビジネス環境はここ 10 年で大きく変化し、近年は、積極的に組織再編や中国からの「撤退」が検討される局面が増えています。このうち、中国からの「撤退」については、一般的には「現地法人の清算」として説明されることが多いのですが、厳密には、現地法人は、「清算」を行ったうえで「法人登記を抹消」することにより撤退を完了することになります。今回は、中国からの撤退に必要な「清算」と「法人登記抹消」について説明します。

1. 現地法人の経営終了と中国からの撤退

中国現地法人は、(1) 経営期限が到来した場合、(2) 出資者など最高意思決定権限を有する者が経営終了の意思決定を行った場合、(3) その他定款や法令が規定する場合、において経営が終了されます。経営が終了されると、出資者としては、投下資本（残余資金）の回収の方向に関心が向きがちです。しかしながら、現地法人は、中国の法令により法人として活動することが認められた組織ですので、撤退に当たっては中国の法令に基づいてこの組織を解散する必要があります。経営終了は、中国からの撤退の第一歩ですが、最終的には法令に基づく現地法人の解散手続きが完了し、残余資金を出資者に送金することにより撤退が完了することになります。

2. 中国からの撤退が完了するまでの手続き

例えば、現地法人の経営悪化により出資者が経営終了の意思決定を行った場合、この時点まで経営を行っていた現地法人には現預金の他に売掛金や固定資産などの資産、買掛金や未払金、借入金などの負債のほか、従業員の契約解除に伴い発生することが想定される経済補償金や賃貸物件（工場やオフィス）の原状回復にかかる費用、申告漏れの税金などの未確定の債務や債権が存在しているはずです。経営終了の意思決定を行った後、現地法人が解散するためには、まずこれらの資産や負債、未確定債権や債務を整理、清算して、出資者に返金すべき金額を確定することが必要となりますが、この手続きを「清算」といいます。「清算」が完了すると、現地法人には現預金のみが残存することになりますが、この現預金は以下で記載する法人解散の手続きを行ったのちに国外の出資者に払い戻されることになります。

一方、現地法人は中国の法令に基づいて法人として登記され、営業活動することが認められています。経営が終了することにより現地法人は解散することになりますので、中国の法令に基づいて現地法人が解散したことを登記する必要があります。言いかえると現地法人を解散して撤退を完了するためには、中国における法人としての登記（法人登記）を抹消しなければなりません。

このように、中国からの撤退が完了するまでには、現地法人の「清算」を行うとともに、最終的には「法人登記の抹消」を行い、そののちに現地法人の残余資金を出資者に払い戻す、というプロセスを経る必要があります。

■現地法人を解散して中国から撤退するための手続き

順序	手続	概要
1.	現地法人経営終了の意思決定	法人の最高意思決定権限者が意思決定を行う手続
2.	現地法人の清算	現地法人を解散し出資者に返金する金額を確定する手続
3.	法人登記の抹消	法令に基づき現地法人の解散を確定する手続
4.	出資者への残余資金の返金	現地法人に残存する資金を出資者に返金する手続

3. 撤退に当たっての注意事項

このように、現地法人を解散して中国から撤退するための手続きは、大別して「清算」及び「法人登記の抹消」に分類することができます。撤退に当たっては、それぞれの手続きがどのように進行しているのか、またどのような段階にあるのか、などといった事項を随時確認するとともに、最終的には法人登記が抹消され残余資金が返金されたことまで確認を行う必要があります。

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>